

子ども・子育て支援納付金について

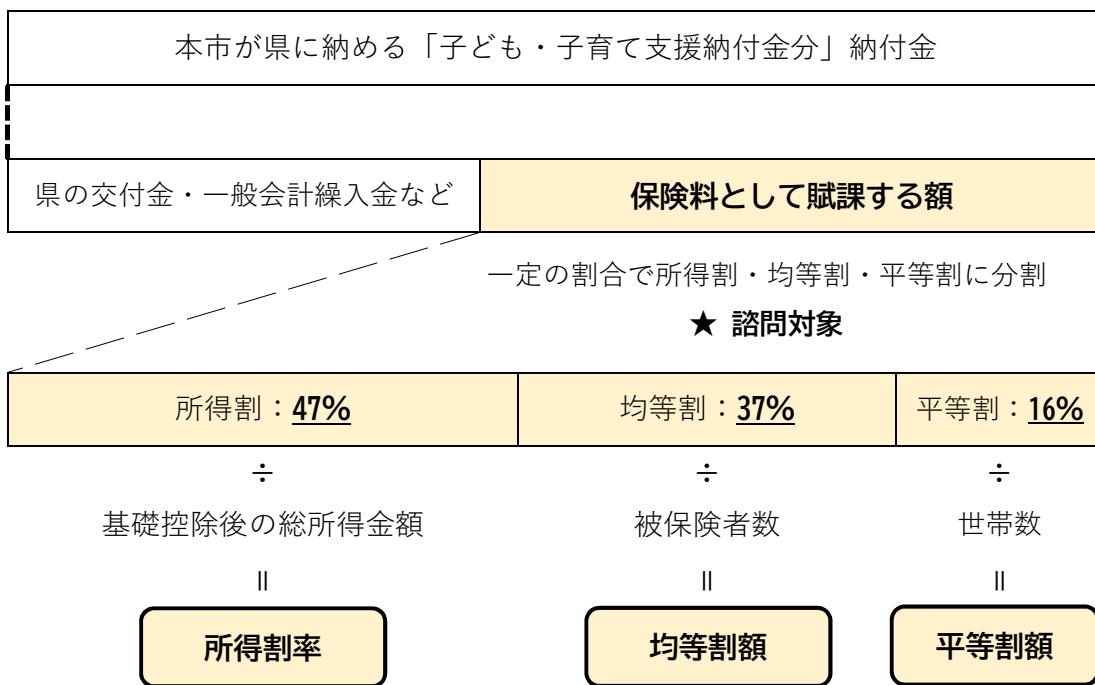
1 子ども・子育て支援納付金とは

子ども・子育て支援納付金は、国が「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において実施を決定した年3.6兆円規模のこども・子育て政策の拡充に必要な財源を賄うため、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されるものである。納付金の規模は、令和8年度：6千億円程度、令和9年度：8千億円程度、令和10年度以降：1兆円程度とされており、後期高齢者を含む全世代が医療保険料と合わせてこれを拠出することとなる。

2 子ども・子育て支援納付金の賦課について

子ども・子育て支援納付金分の保険料率は、兵庫県に納付する国民健康保険事業納付金から、県の交付金や市の一般会計からの繰入金を除いた金額を一定の割合で所得割、均等割及び平等割に分割し、それぞれ被保険者の所得の総額、被保険者数、被保険者世帯数で割ることによって算定する。

【保険料率算定過程（イメージ）】



ただし、子ども・子育て支援納付金分保険料については、従来の保険料とは異なり、**18歳未満の被保険者に係る均等割額**（低所得軽減・未就学児均等割軽減適用後）が**全額軽減**され、その減額された保険料相当額は、**18歳以上の被保険者で均等に負担**（**18歳以上被保険者均等割**）することとされている。

【18歳以上被保険者均等割額算定過程（イメージ）】

○設定条件

- ・前頁の算定過程に従って決定した均等割額：1,500円と仮定
- ・被保険者数：100人（18歳以上：90人、18歳未満：10人）
- ・低所得軽減及び未就学均等割軽減額：保険料の4割相当額

均等割額 A	被保険者数 B	軽減前保険料 C (A × B)	保険料軽減額 D (C × 40%)	保険料負担額 (C-D)
1,500円	18歳以上：90人	135,000円	54,000円	81,000円
	18歳未満：10人	15,000円	6,000円	9,000円

設定条件に基づいて保険料の算定を行った場合、均等割の担額は上表のとおりとなるが、子ども・子育て支援納付金分の保険料においては、18歳未満の被保険者に係る軽減後の均等割額（表中の9,000円）を18歳以上の被保険者が負担する仕組みであることから、従来の所得割率・均等割額・平等割額とは別に「18歳以上被保険者均等割額」を設定する必要がある。

18歳未満均等割負担額 E	18歳以上被保険者数 F	18歳以上被保険者均等割額 E ÷ F（1円未満切捨て）
9,000円	90人	100円

以上を踏まえ、子ども・子育て支援納付金導入後の国民健康保険料の全体像は以下のとおりとなる。※既存の保険料については令和7年度の本市保険料率を記載

	所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上 均等割額	賦課限度額
医療分	8.04%	31,200円	19,404円	—	660,000円 (政令準拠)
後期高齢者 支援金等分	3.12%	12,048円	7,500円	—	260,000円 (政令準拠)
介護納付金分	3.00%	12,132円	5,928円	—	170,000円 (政令準拠)
子ども・子育て 支援納付金分	未定	未定	未定	未定	政令準拠 ★諮詢対象

3 Q & A

Q 1 子ども・子育て支援金は何に使われるのか

支援金が充てられる事業は法律（子ども・子育て支援法）で以下のとおり定められており、これら以外の目的で使用されることはない。

(1) 児童手当

高校生年代まで延長、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額増額を実施

(2) 妊婦のための支援給付

妊娠・出産時における10万円の給付金

(3) こども誰でも通園制度

乳児等のための支援給付

(4) 出生後休業支援給付

育児休業給付とあわせて手取り10割相当（最大28日間）

(5) 育児時短就業給付

時短勤務中の賃金の10%を支給するもの

(6) 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置

(7) 子ども・子育て支援特例公債

子ども・子育て支援納付金の拠出が満年度化する令和10年度までの間に限り、

(1)～(6)の費用の財源として発行する債券に係る償還金

※各政策の実施スケジュール等については別紙1を参照

Q 2 なぜ医療保険料とあわせて払うのか

社会保険制度は、社会連帯の理念を基盤としてともに支え合う仕組みである。子ども・子育て支援納付金も、こうした社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を全世代で支える、新しい分かち合いの仕組みであるとされている。

社会保険制度の中でも、医療保険制度は、

- ・他の社会保険制度と比較して賦課対象者が広いこと
- ・現行制度においても、後期高齢者支援金や出産育児支援金など、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれていること
- ・急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることが、医療保険制度の持続可能性を高めること

から、医療保険料と合わせて拠出することとなったもの。

Q3 なぜ子どもがいない人や子育てが終わっている人まで払わなければならぬのか

少子化・人口減少の問題は、日本の経済全体、地域社会全体の問題であり、子どもがいない方や子育てが終わっている方などにとっても、極めて重要な課題となっている。

したがって、子ども・子育て支援納付金を充てる給付を直接受けない方にとっても、少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持つものであることから、全世代において拠出することとされた。

※各医療保険の按分については別紙2を参照

Q4 子ども・子育て支援金の創設により負担が増えるのではないか

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える仕組みとして拠出いただくものであるが、拠出額となる1兆円分については、医療・介護の徹底した歳出改革と賃上げによって実質的な社会保障負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じない（社会保障負担率を上昇させない）こととされている。

なお、歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）に沿って、令和10年度までの各年度の予算編成過程において具体的な内容を検討・決定していくこととなっている。

Q5 子ども・子育て支援金の額はいくらになるか

支援金にかかる個々人の具体的な拠出額については、加入する医療保険制度、所得や世帯の状況等によって異なるが、国は、令和10年度における医療保険別の1人当たり負担額を

- ・健康保険組合や協会けんぽなどの被用者保険で月額500円程度
- ・国民健康保険で月額400円程度
- ・後期高齢者医療制度で月額350円程度

と想定している。

※令和8年度以降の負担額の想定は別紙3を参照